平成２６年（フ）第１１０号
兵庫県明石市小久保２丁目７番地の９　モナーク706号、前住所大阪府門真市堂山町15番16号　矢野方
債務者　函館北栄株式会社こと　藤村　勝彦
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
兵庫県明石市魚住町西岡2281番地の１　皐月マンション307号、住民票上兵庫県明石市魚住町西岡2281番地の１　皐月マンション
債務者　中島　浩三
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字国遠1130番地９
債務者　森野　悦子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第２２３号
福岡県中間市通谷６丁目16番10号
債務者　中川　真岐
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２０号
福島県伊達市梁川町向川原字沼端16番地
債務者　八巻　　亨
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第２１号
福島県伊達市梁川町向川原字沼端16番地
債務者　八巻ハル子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第２９号
福島市瀬上町字行人堂２－４アニメート・ＹＩ　102号室、住民票上の住所福島県伊達市梁川町白根字中赤松26番地
債務者　齋藤真奈美
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第３１号
福島市渡利字沖町66番地　沖町マンション５号
債務者　物江　光一
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第２００号
名古屋市南区要町４丁目40番地　ライオンズマンション要町303号、従前の住所名古屋市南区大同町２丁目27番地の１
債務者　安田　由佳
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０４号
広島県福山市春日町３丁目７番10号　103
債務者　ダイワ工業こと　長野　孝子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１１３号
青森市大字三内字沢部353番地253
債務者　吉崎千加子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６７号
青森県八戸市大字売市字鴨ケ池25番地７　コーポシンエイ201、前住所岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢57番地４
債務者　佐々木明穂
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
山口県周南市周陽１丁目14番７号
債務者　藤本由美子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第３９号
山口県周南市大字徳山5516番地の１　メゾンベールＣ－101号、前住所山口県周南市慶万町３番８－602号
債務者　川西　　彩
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第７４０号
愛知県東海市加木屋町北鹿持44番地の50　大池ハイツ102号
債務者　古川　　茜
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８３５号
名古屋市西区名駅２丁目11番８号　ファーストビル大樹606号
債務者　近藤　節二
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４８号
盛岡市北山２丁目19番25号
債務者　伊東　理絵
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部